

額の合計額」を「第二号に掲げる金額」に、「地方事業所税額控除限度額」を「税額控除限度額」に改め、「調整前事業所得税額」の下に「（第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ。）」を加え、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、「（当該適用年において前項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又は前条第三項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）」を削り、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる全ての要件

イ 当該個人の当該適用年の特定新規雇用者等数（地方事業所基準雇用者数のうち特定新規雇用者数に達するまでの数と当該地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数とを合計した数をいう。イにおいて同じ。）が二人以上であること（当該適用年前の各年のうち当該計画の認定を受けた日の属する年以後の各年のいづれかにおいて当該計画の認定に係る特定業務施設につき既に特定新規雇用者等数が二人以上であつたこと（当該各年のいづれかにおいて基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない場合を除く。）につき政令で定めるところにより証明がされた

」とを含む。）。

口 紙与等支給額が比較給与等支給額以上であること。

ハ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業を行い、かつ、他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを行つていないこと。

一 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 当該個人の当該適用年の基準雇用者割合が百分の八以上であること又は当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がされた場合 次に掲げる金額の合計額

(1) 六十万円に、当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。(2)及び口(2)において同じ。）のうち当該適用年の特定新規雇用者数に達するまでの数（口(1)及びハ(1)において「特定新

規雇用者基礎数」という。) を乗じて計算した金額

- (2) 五十万円に、当該個人の当該適用年の新規雇用者総数（当該新規雇用者総数が当該適用年の地方事業所基準雇用者数を超える場合には、当該地方事業所基準雇用者数。(2)及び口(2)において同じ。）から当該適用年の特定新規雇用者数を控除した数（口(2)において「非特定新規雇用者数」という。）のうち当該新規雇用者総数の百分の四十に相当する数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てた数。口(2)において同じ。）に達するまでの数と当該地方事業所基準雇用者数から当該新規雇用者総数を控除した数とを合計した数を乗じて計算した金額
- 口 当該個人の当該適用年の基準雇用者割合が百分の五以上であることにつき政令で定めるところにより証明がされた場合（イに掲げる場合を除く。） 次に掲げる金額の合計額
- (1) 三十万円に、特定新規雇用者基礎数（当該適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた当該個人の当該計画の認定に係る特定業務施設（(1)及び(2)において「移転型特定業務施設」という。）において当該適

用年に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数（①及び②において「移転型特定新規雇用者数」といふ。）がある場合には、当該特定新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を加算した数）を乗じて計算した金額

(2) 二十万円に、非特定新規雇用者数のうち当該個人の当該適用年の新規雇用者総数の百分の四十に相当する数に達するまでの数（移転型特定業務施設において当該適用年に新たに雇用された雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数（②において「移転型新規雇用者総数」といふ。）から移転型特定新規雇用者数を控除した数のうち当該非特定新規雇用者数に達するまでの数（②において「移転型非特定新規雇用者数」といふ。）がある場合には、当該百分の四十に相当する数に達するまでの数のうち当該移転型非特定新規雇用者数に達するまでの数に一・五を乗じた数を加算した数）と当該適用年の方事業所基準雇用者数から当該新規雇用者総数を控除して計算した数（移転型特定業務施設のみを当該個人の事業所とみなした場合における当該適用年の基準

雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数から当該移転型新規雇用者総数を控除した数（②）において「移転型非新規基準雇用者数」という。）が零を超える場合には、当該計算した数のうち当該移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数に一・五を乗じた数を加算した数）とを合計した数を乗じて計算した金額

ハイ及び口に掲げる場合以外の場合 次に掲げる金額の合計額

- (1) 三十万円に、特定新規雇用者基礎数を乗じて計算した金額
- (2) 二十万円に、イ(2)に規定する合計した数を乗じて計算した金額

第十条の五第二項を同条第一項とし、同条第三項中「うち」を「うち、」に、「ものが」を「もの（前条第一項から第三項までの規定の適用を受ける年においてその適用を受けないものとしたならば前項の規定の適用があるもの（以下この項において「要件適格個人」という。）を含む。）が」に改め、「受ける年」の下に「（要件適格個人にあつては、同条第一項から第三項までの規定の適用を受ける年）」を加え、「地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同項第一号）を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号）に、「同条第三

項の認定」を「計画の認定」に、「雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つてゐる場合（第一項に規定する政令で定める事業を行つてゐる場合を除く。）」を「前項第一号ハに掲げる要件を満たす場合」に改め、「計算した金額（）の下に「当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号口に規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該個人の当該適用年的地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額。」を加え、「百分の三十」を「百分の二十一」に改め、「第一項若しくは」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項第一号中「平成二十四年から平成三十年までの各年（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（第七号及び第十二号において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「同条第三項の認定（以下この項において「計画の認定」という。）」を「計画の認定」に、「個人にあつては、」を「個人の」に、「各年を含む。」をいい、平成二十四年以後に「各年（）」に改め、「個人のその開始した」を削り、「その事業を廃止した日の属する年を除く」を「事業を廃止した日の属する年を除く。」をいうに改め、同項第五

号を削り、同項第四号中「第八号及び第十一号」を「第十二号及び第十三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 特定業務施設 地域再生法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設で、同法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る計画の認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同号イ又はロに掲げる地域（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて整備されたものをいう。

第十条の五第四項第六号を削り、同項第七号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「係る特定業務施設」の下に「（第八号及び第九号において「適用対象特定業務施設」という。）」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 特定雇用者 次に掲げる要件を満たす雇用者をいう。

イ その個人との間で労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十七条第一項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

ロ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する短時間労働者でないこと。

第十条の五第四項第八号を次のように改める。

八 特定新規雇用者数 適用対象特定業務施設において適用年に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めることにより証明がされた数をいう。

第十条の五第四項第十二号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「前号」を「第十一号」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「次号」を「第十三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 基準雇用者割合 基準雇用者数の適用年の前年の十二月三十日における雇用者の数に対する割合をいう。

第十条の五第四項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九 新規雇用者総数 適用対象特定業務施設において適用年に新たに雇用された雇用者で当該適用年の十二月三十日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第十条の五第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前項第十一号」を「前項第十三号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 第一項の規定は、前条第一項から第三項までの規定の適用を受ける年分については、適用しない。

第十条の五第六項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同条第七項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「特定地域基準雇用者数、」を削り、同条第八項中「第四項」を「第三項」に改め、「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「平成二十三年以後に」を削り、「第一項から第三項まで」を「同項及び第二項」に改め、同条第九項中「から第三項までの」を「又は第二項

の」に、「及び」を「並びに」に、「第十条の五第一項から第三項まで」を「第十条の五第一項及び第二項」に、「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改める。

第十条の五の二第一項中「第二十一条第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

第十条の五の三第一項中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改める。

第十条の五の四の見出しを「（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の所得税額の特別控除）」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人が、平成三十一年から平成三十三年までの各年（平成三十一年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年及びその事業を廃止した日の属する年を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その年において第一号及び第二号に掲げる要件を満たすとき（当該個人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）

は、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額（その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支

給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額) の百分の十五 (その年において第三号に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十) に相当する金額 (以下この項において「税額控除限度額」という。) を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人のその年分の調整前事業所得税額 (第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ。) の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

- 一 当該個人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の三以上であること。
- 二 当該個人の国内設備投資額がその償却費総額の百分の九十に相当する金額以上であること。
- 三 当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額 (その教育訓練費に充てるため他の者 (当該個人が非居住者である場合の所得税法第一百六十二条第一項第一号に規定する事業場等を含む。) から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項第二号イ及び第三項において同じ。) からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練

費の額に対する割合が百分の二十以上であること。

第十条の五の四第六項中「第一項の」を「第一項又は第二項の」に、「及び」を「並びに」に、「(雇用者給与等支給額が増加した場合)」を「及び第二項(給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項に」を「これらの規定に」に改め、「平成二十五年以後に」及び「基準雇用者給与等支給額及び」を削り、「計算」の下に「継続雇用者比較給与等支給額が零である場合におけるこれらの規定に規定する要件を満たすかどうかの判定」を加え、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、「雇用者給与等支給増加額及びその額のうち」及び「に達するまでの金額」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「明細」の下に「並びに継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額」を加え、「雇用者給与等支給増加額は」を「当該控除した金額は」に、「雇用者給与等支給増加額を」を「雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第三号中「前項の規定の適用を受けようとする年」を「個人の各年」に改め、同項第四号及び第五号を削り、

同項第六号中「適用年の前年分」を「個人の適用年の前年分」に、「開始した場合には、当該給与等の支給額に十二を乗じてこれを当該適用年の前年」を「営んでいた期間の月数と当該適用年」に、「で除して」を「とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「平均給与等支給額 適用年の継続雇用者（当該）」を「継続雇用者給与等支給額 継続雇用者（個人の）」に、「前年において」を「前年の各月において当該個人の」に改め、「国内雇用者」の下に「として政令で定めるもの」を加え、「以下この号及び」を削り、「」に対する下に「当該適用年の」を加え、「を当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額」を削り、同号を同項第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 繼続雇用者比較給与等支給額 前号の個人の継続雇用者に対する適用年の前年の給与等の支給額として政令で定める金額をいう。

七 国内設備投資額 個人が適用年において取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、相続、遺贈、贈与、交換又は法人税法第二条第十二条の五の二に規定する現物分配による取得その他政令で定める

取得を除く。）をした国内資産（国内にある当該個人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産で政令で定めるものをいう。）で当該適用年の十二月三十一日において有するものの取得価額の合計額をいう。

八 償却費総額 個人がその有する減価償却資産につき適用年の年分の事業所得の金額の計算上、その償却費として必要経費に算入した金額の合計額をいう。

第十条の五の四第二項第九号を次のように改める。

九 教育訓練費 個人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

第十条の五の四第二項に次の二号を加える。

十 比較教育訓練費の額 個人の適用年前二年以内の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（当該個人の当該各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該年については、当該年の教育訓練費の額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額。以下この号において同じ。）の合計額を二で除して計算した金額

(当該個人が当該適用年の前年において事業を開始した場合には、当該適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額) をいう。

十一 中小企業比較教育訓練費の額 中小事業者の適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額 (当該中小事業者が当該適用年の前年において事業を開始した場合は、当該適用年の前年の教育訓練費の額に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額) をいう。

第十条の五の四第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第十条第八項第五号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの (以下この項及び次項第十一号において「中小事業者」という。) が、平成三十一年から平成三十三年までの各年 (前項の規定の適用を受ける年、平成三十一年以後に事業を開始した中小事業者のその開始した日の属する年及びその事業を廃止した日の属する年を除く。) において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その年において当該中小事業者の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上であるとき (当該中小事業

者の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。)は、当該中小事業者のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額(その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額)の百分の十五(その年において次に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十五)に相当する金額(以下この項において「中小事業者税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該中小事業者税額控除限度額が、当該中小事業者のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 当該中小事業者の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の二・五以上であること。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 当該中小事業者のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額から

その中小企業比較教育訓練費の額を控除した金額の当該中小企業比較教育訓練費の額に対する割合が百分の十以上であること。

口 当該中小事業者が、その年の十二月三十一日までにおいて中小企業等経営強化法第十三条第一項の認定を受けたものであり、当該認定に係る同項に規定する経営力向上計画（同法第十四条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載された同法第二条第十項に規定する経営力向上が確実に行われたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

第十条の五の四の次に次の二条を加える。

（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の五 青色申告書を提出する個人で生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二号）第二十九条に規定する認定革新的データ産業活用事業者（以下この項及び第三項において「認定革新的データ産業活用事業者」という。）であるものが、同法の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間（同項において「指定期間」という。）内に、特定ソフトウエア（政令で定めるソフトウエアのう

ち、同法第二十三条第一項に規定する認定革新的データ産業活用計画（その認定革新的データ産業活用事業者である個人の行う同法第二十九条に規定する革新的データ産業活用に係るものに限る。）に従つて実施される当該革新的データ産業活用の用に供するために取得又は製作をするものとして財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の新設又は増設をする場合（当該新設又は増設に係る特定ソフトウエア（当該特定ソフトウエアとともに取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品を含む。）が政令で定める規模のものである場合に限る。）において、当該新設若しくは増設に係る特定ソフトウエア並びにその機械及び装置並びに器具及び備品（機械及び装置並びに器具及び備品については情報の連携及び利活用に資するものとして政令で定めるものに限るものとし、主として産業試験研究（製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として政令で定めるものをいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるものを除く。以下この条において「革新的情報産業活用設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る革新的情報産業活用設備を作して、これを当該個人の事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。第二項において同

じ。）は、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。同項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該革新的情報産業活用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該革新的情報産業活用設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該革新的情報産業活用設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定により当該革新的情報産業活用設備の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該革新的情報産業活用設備を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該革新的情報産業活用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該革新的情報産業活用設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができます。

3 青色申告書を提出する個人で認定革新的データ産業活用事業者であるものが、指定期間に内に、第一項に規定する新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る革新的情報産業活用設備でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る革新的情報産業活用設備を製作して、これを当該個人の事業の用に供したときは、当該革新的情報産業活用設備につき同項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該革新的情報産業活用設備の取得価額の合計額に税額控除割合（当該供用年において次の各号に掲げる場合のいづれに該当するかに応じ当該各号に定める割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。

この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の第十一条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額の百分の二十（当該供用年において第二号に掲げる場合に該当する場合には、百分の十五）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 当該個人の前条第三項第五号に規定する継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支